

坂東市ごみの分け方・出し方

平成23年度改訂
保存版

- ごみは決められた収集日の、**朝6時から8時まで**に出してください。
- 収集日が祝日の場合は、可燃ごみ該当地区のみ収集を行います。(中止する場合は事前に広報等でお知らせします)
- 年末年始・大型連休・お盆休みの収集については、広報等でお知らせします。
- ごみ減量、資源回収にご協力ください。
- ごみ袋は、無色透明で最長の辺の長さが80cm以下のビニール袋を使用してください。

**まぜればゴミ
わければ資源**

●集積所のごみ収集曜日一覧

地区	区分	可燃ごみ	不燃ごみ		粗大ごみ	資源ごみ				
			不燃ごみ	有害ごみ		カン	紙類	布類	ビン	ペットボトル
A コース	猿島地区 岩井地区 (岩井・辺田・鶴戸 みどり町・桃山団地)	火・金	水			月				木
B コース	弓馬田地区 長須地区 七重地区	月・木	水			金				火
C コース	飯島地区 神大実地区 七郷地区 中川地区	月・木	水			火				金

●ごみの分別区分

可燃ごみ	不燃ごみ		粗大ごみ	資源ごみ 分別をきちんと行ってリサイクルに回しましょう			
	不燃ごみ	有害ごみ		カン	紙類・布類	ビン	ペットボトル
<p>台所ごみ</p> <p>生ごみ (十分に水切りをする)</p> <p>アルミホイール</p> <p>プラスチック製品</p> <p>プラスチック容器</p> <p>カセット・CD類</p> <p>その他</p> <p>使い捨てカイロ</p> <p>発泡スチロール</p> <p>革製品 (かばん・靴等)</p> <p>保冷剤 (ゼリー状)</p> <p>紙おむつ (汚物は取り除く)</p> <p>木くず (枝切れ・板切れ等)</p> <p>※枝、木、桶木は太さ5cm以下、長さ50cm以内に、直径30cm以内にしばってください</p> <p>※金属類はなるべく取り除いてください</p> <p>※食用油は固めるか新聞紙や布等にしみ込ませて出してください</p>	<p>ガラス・せともの類</p> <p>コップ</p> <p>板ガラス</p> <p>化粧品のビン</p> <p>せともの</p> <p>※割れもの、ガラス片、刃物、板ガラス類は新聞紙等に包み、内容を明記してください</p> <p>調理器具類</p> <p>なべ</p> <p>フライパン</p> <p>包丁</p> <p>やかん</p> <p>小型家電製品</p> <p>カセット・CD類</p> <p>その他</p> <p>※家電リサイクル法対象外で50cm以下のもの</p> <p>その他</p> <p>電球</p> <p>針金ハンガー</p> <p>おもちゃ (金属を含むもの) (電池を抜く)</p> <p>使い捨てライター (※使い切ってから出してください)</p> <p>傘</p> <p>ヘルメット</p> <p>お菓子の缶</p> <p>サラダ油の缶</p>	<p>乾電池</p> <p>※電池 (アルカリ乾電池・マンガン乾電池) は透明の小袋等に入れて出してください</p> <p>※充電式電池、ボタン電池は販売店の回収ボックスへ</p> <p>蛍光灯、蛍光管</p> <p>※割れないように箱や新聞紙等に包み内容を明記してください</p> <p>水銀体温計</p>	<p>50cm以上2m以下のごみ</p> <p>タンス・戸棚</p> <p>ふとん・毛布</p> <p>ふすま・障子</p> <p>じゅうたん・ゴザ</p> <p>※じゅうたん・ゴザ類、ふとん・毛布類はひもでしばってください</p> <p>学習机</p> <p>電気カーペット</p> <p>電気毛布</p> <p>衣装ケース</p> <p>ポリタンク</p> <p>スキー板</p> <p>家電製品</p> <p>※家電リサイクル法対象外のもの</p> <p>自転車</p> <p>石油ストーブ・ファンヒーター</p> <p>※石油と電池を抜く</p> <p>枝・棒され類 (太さ15cm以下のもの)</p> <p>※枝やタンス、戸棚を分解したものは、しばって出してください</p> <p>※電気毛布と電気カーペットは粗大ごみです</p> <p>※糸入り(ガラス繊維)プラスチック製板は、粗大ごみです</p>	<p>飲料用の缶</p> <p>缶詰の缶</p> <p>※中身を空にして水洗いしてから出してください</p> <p>缶</p> <p>スプレー缶 (使い切って、屋外で穴をあける)</p>	<p>紙類</p> <p>新聞紙</p> <p>ダンボール</p> <p>雑誌</p> <p>紙箱 (菓子の箱、ティッシュの箱等)</p> <p>※紙箱は切り開いて、ひもでしばってください。ティッシュペーパーの箱はビニールなどをはがしてください。また、匂いの強いもの(洗剤、線香、防虫剤の箱など)は可燃ごみとして出してください</p> <p>布類</p> <p>衣類・古布</p> <p>※透明の袋に入れて「布類」と明記してください</p> <p>※綿入りは可燃ごみへ</p>	<p>飲料用のビン</p> <p>飲料・調味料・酒類のペットボトル</p> <p>※キャップを外し、水洗いしてから出してください</p> <p>※外したキャップとラベルは可燃ごみです</p> <p>※中身を空にして水洗いしてから出してください</p>	<p>PET</p> <p>このマークがある無色透明のものに限りです</p> <p>飲料・調味料・酒類のペットボトル</p> <p>※外したキャップとラベルは可燃ごみです</p> <p>※中身を空にして水洗いしてから出してください</p>

●粗大ごみの出し方 集積所以外に次の方法も利用できます。

個別収集

1回1,000円の料金で最大5点まで、ご自宅へ引き取りに伺います。

※一辺が50cm以上200cm以下、重量50kg以下の一般家庭で使用された粗大ごみ。

【申込方法】

- ①生活環境課(岩井庁舎)・窓口センター(猿島庁舎)で「粗大ごみ処理券」を購入します。
- ②排出する粗大ごみを登録し、収集日を確定します。
- ③確定した収集日に排出する粗大ごみを朝8時まで自宅前に出します。市が委託した業者が収集します。

自己搬入

※岩井地域・猿島地域共通

粗大ごみを車に積んで、指定の場所に搬入することができます。

- ①粗大ごみを自分の車に積みます。
- ②生活環境課(岩井庁舎)・窓口センター(猿島庁舎)で手続きし、許可書の発行を受けます。
- ③許可書を持って「弓馬田粗大ごみ置き場」または「坂東市リサイクルセンター」へ自ら搬入します。

●さしまクリーンセンター寺久へのごみの搬入について

引越しや片付け等で家庭から一度に大量にごみを排出する場合は、ごみを分別し、さしまクリーンセンター寺久へ自ら搬入・処分してください。(200円/10kg)

※さしま環境管理事務組合が定めるごみの搬入基準以外のものは搬入できません。

さしまクリーンセンター寺久 ☎0297-20-9977(代表)

●市が受入れしないもの

次のものについては、販売店や廃棄物処理業者にお問合わせください。

適正処理困難物	焼却灰、バッテリー、ガスボンベ、タイヤ、ペンキ、火薬類、廃油、2mを超す大型ごみ、ワイヤー、断熱材、サイディング、かわら、コンクリート、レンガくず等
事業系一般廃棄物	飲食店・商店・事業所等から出る一般廃棄物 →さしまクリーンセンター寺久に直接搬入するか、市の許可を受けた収集運搬業者に依頼してください。
産業廃棄物	事業活動に伴って排出される廃棄物 ・増改築に伴う建設廃材・農機具等 →(社)茨城県産業廃棄物協会(☎029-301-7100)にお問合わせください。
リサイクル対象品	<ul style="list-style-type: none"> ●パソコン及び標準付属品 (各メーカー・パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685) ●オートバイ (二輪車リサイクルコールセンター ☎03-3598-8075) ●消火器 (機消火器リサイクル推進センター ☎03-5829-6773) ●家電リサイクル品 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) <p>※ただし、「家電リサイクル券」の貼付があるものに限り、個別収集(有料)または自己搬入(坂東市リサイクルセンターへ)の方法で引き取ります。</p>

●生活環境課からのお知らせ

○資源ごみの抜き取りを禁止します

坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、ごみ集積所に出された資源物の所有権は坂東市に帰属します。市が委託した収集業者以外の者が持ち出すことを禁じます。

●防ごう不法投棄 しない!させない!許さない!

廃棄物の不法投棄は犯罪です。不法投棄や野焼きを見かけたらすぐに通報をお願いします。

不法投棄110番 ☎0120-536-380(県内共通)

休日・夜間は、最寄りの警察署へ連絡してください。